

平成30年度
都道府県・政令指定都市
犯罪被害者等施策主管課室長会議

地方公共団体における被害者支援体制



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室

犯罪被害者等基本法・基本計画

平成16年12月 **犯罪被害者等基本法**成立（議員立法）

平成17年12月 **犯罪被害者等基本計画**閣議決定
（計画期間：平成22年度末まで）

平成23年 3月 **第2次犯罪被害者等基本計画**閣議決定
（計画期間：平成27年度末まで）

平成28年 4月 **第3次犯罪被害者等基本計画**閣議決定
（計画期間：平成32年度末まで）

地方公共団体の責務

「基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、

- 国との適切な役割分担を踏まえて、
- その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する」

(犯罪被害者等基本法第5条)

地方公共団体における被害者支援体制

施策主管課及び総合的対応窓口

警察庁において、**市町村**における**犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等**について定期的に確認するとともに、**市町村**に対し、**犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口**の設置を要請する。(以下略)【施策番号150】

(第3次基本計画第4、1(1))

地方公共団体における被害者支援体制

総合的対応窓口の設置状況

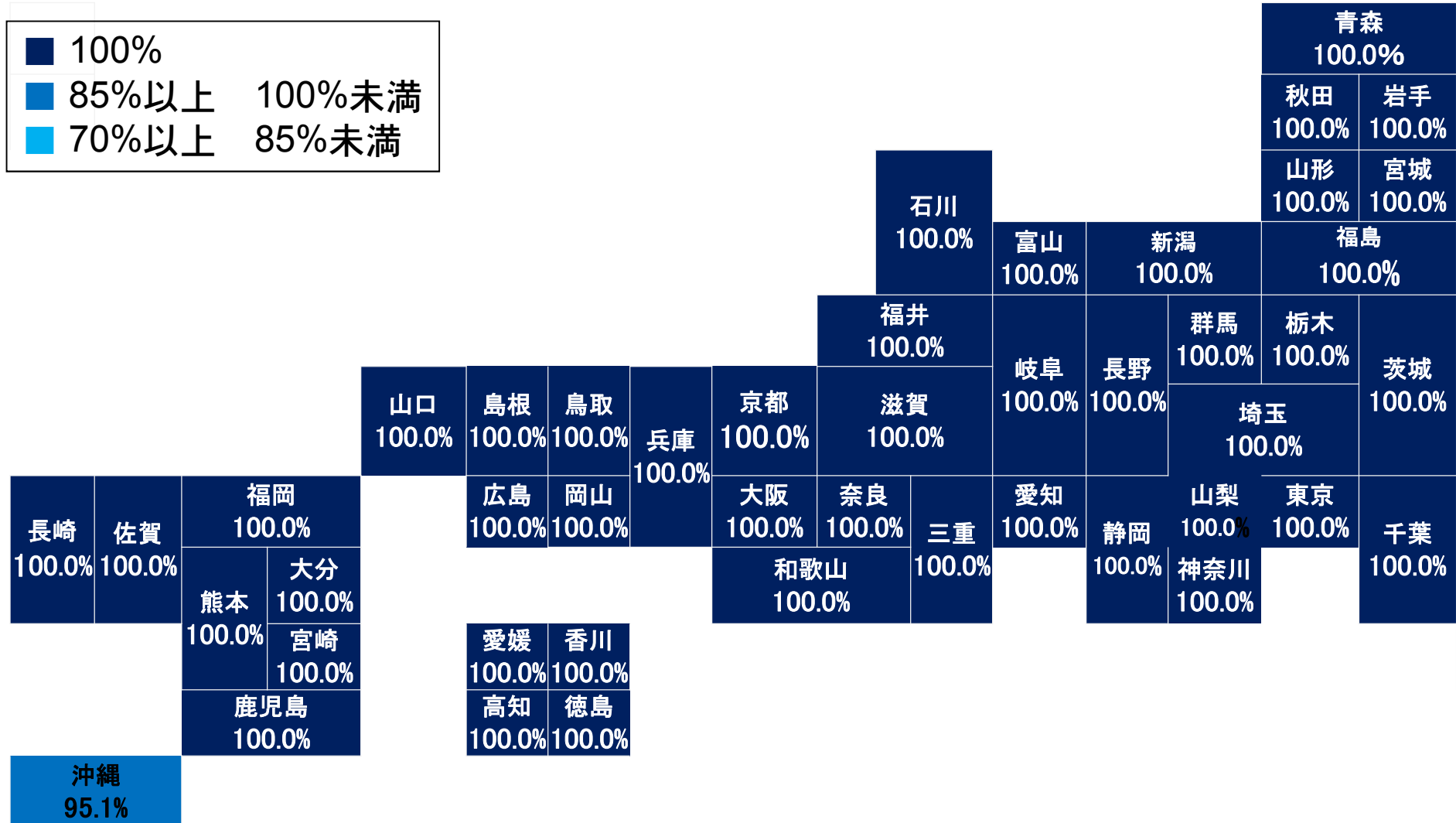
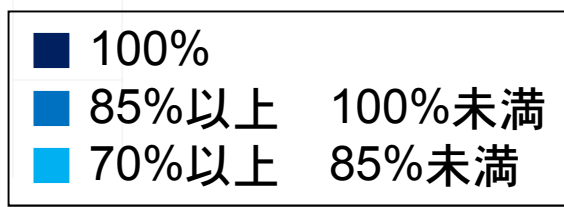
平成30年4月1日現在(速報値)

地方公共団体(数)	平成29年	平成30年	増(P)
都道府県(47)	47 (100%)	47 (100%)	0
政令指定都市(20)	20 (100%)	20 (100%)	0
市区町村(1,721)	1,697 (98.6%)	1,715 (99.7%)	18 (1.1P)

市区町村における犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況 (政令指定都市を除き、東京23区を含む。)

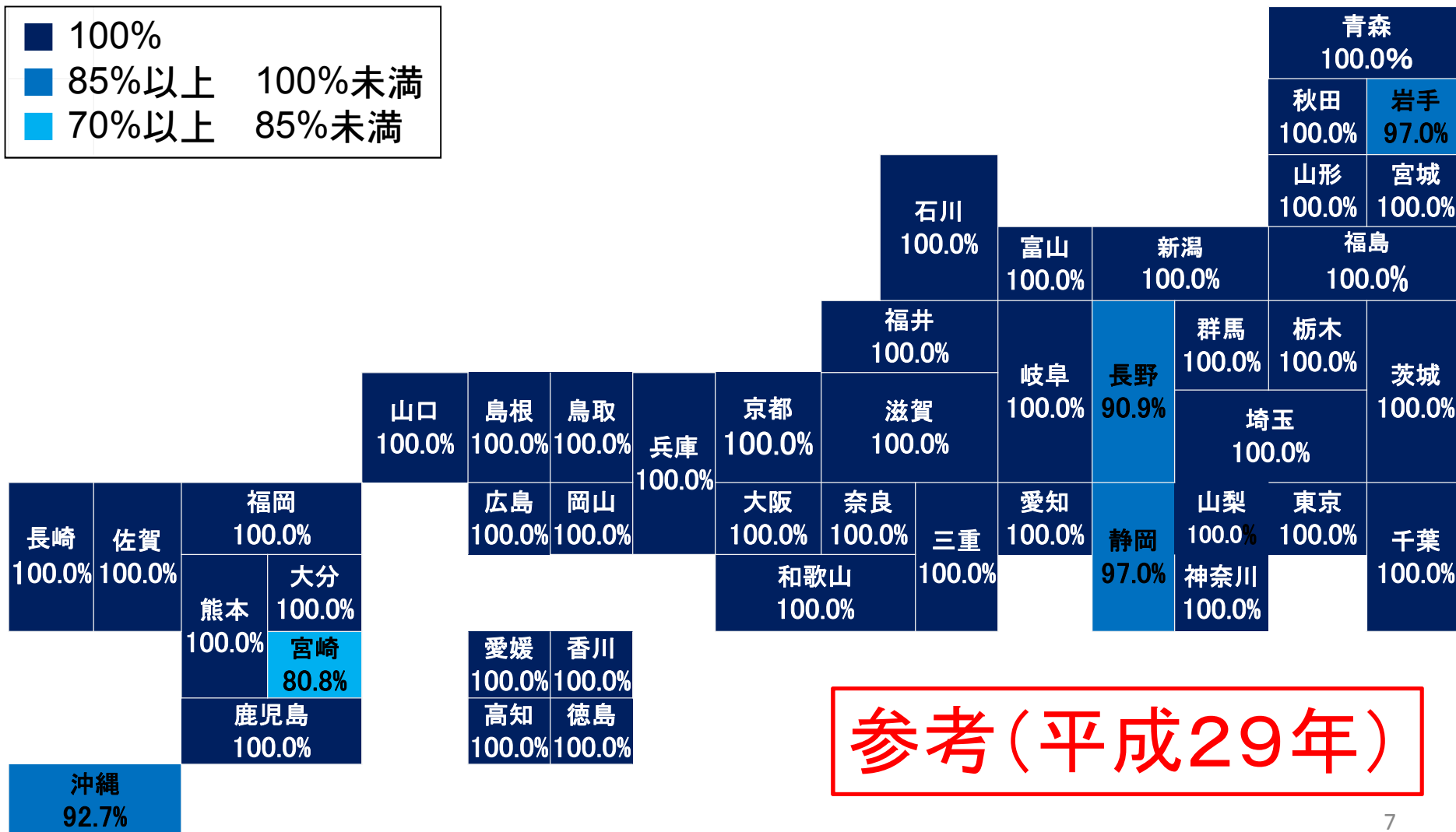
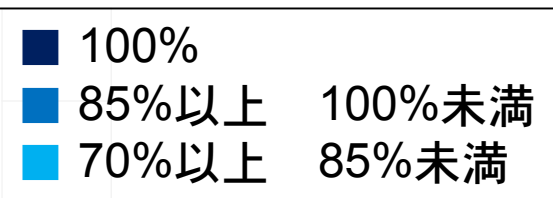
(平成30年4月現在) **99.7%** ※速報値

北海道
97.8%



(参考) 昨年度 (平成29年度) の状況

北海道
96.1%



参考 (平成29年)

地方公共団体における被害者支援体制

総合的対応窓口の利用促進に向けて

- 住民に対する**十分な周知**
- 利用されやすい相談環境の整備

→ 支援を必要とする人が、必要な支援を受けられるように

地方公共団体における被害者支援体制

条例の制定等の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等に関する**条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供**を行う。【施策番号153】

(第3次基本計画 第4. 1(4))

地方公共団体における被害者支援体制

条例制定の状況

平成30年4月1日現在(速報値)

地方公共団体(数)	平成29年	平成30年	増
都道府県(47)	28 (59.6%)	31 (66.0%)	3 (6.4P)
政令指定都市(20)	9 (45.0%)	10 (50.0%)	1 (5.0P)
市区町村(1,721)	410 (23.8%)	436 (25.3%)	26 (1.5P)

地方公共団体における被害者支援体制

見舞金制度等の導入促進

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する**見舞金等の支給制度**や**生活資金等の貸付制度**の導入について**要請**するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に掲載する。【施策番号17】

(第3次基本計画 第1.2(6))

地方公共団体における被害者支援体制

見舞金・貸付金制度の導入状況

平成30年4月1日現在(速報値)

地方公共団体(数)	平成29年	平成30年	増
都道府県(47)	3 (6.4%)	3 (6.4%)	0 (0.0P)
政令指定都市(20)	2 (10%)	3 (15%)	1 (5.0P)
市区町村(1,721)	161 (9.4%)	200 (11.6%)	39 (2.2P)

地方公共団体における被害者支援体制

中長期的な居住場所の確保

犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、**居住場所の確保**や**被害直後からの生活支援策**に対する取組がなされるよう、警察庁において、**地方公共団体に対して啓発・情報提供**を行う。
【施策番号30】

(第3次基本計画 第1.3(2)カ)

地方公共団体における被害者支援体制

公営住宅等への入居に際しての配慮

平成30年4月1日現在(速報値)

地方公共団体(数)	平成29年	平成30年	増
都道府県(47)	42 (89.4%)	43 (91.5%)	1 (2.1P)
政令指定都市(20)	13 (65.0%)	14 (70.0%)	1 (5.0P)
市区町村(1,721)	260 (15.1%)	302 (17.5%)	42 (2.4P)

地方公共団体における被害者支援体制

配慮の内容(市区町村)

- ・抽選によらず入居・・・79
- ・入居要件の緩和・・・65
- ・抽選倍率の優遇・・・80
- ・その他・・・134

※ 速報値

※ 地方公共団体によっては複数の制度を運用している。

※ 市区町村数には政令指定都市を含まない。

平成30年度警察庁の事業等

犯罪被害者等施策の総合的推進事業

地方公共団体（都道府県・政令指定都市）と共催で、犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るための事業

☆平成30年度実施予定

青森県、愛知県、滋賀県、大阪府、
奈良県、熊本県

平成30年度警察庁の事業等

犯罪被害者週間事業

11月25日～12月1日

警察庁において、関係府省庁等の協力を得て、
啓発事業を集中的に実施

中央イベント(警察庁主催)

地方大会(地方公共団体と共催)

☆平成30年度実施予定

福岡県、沖縄県

～あたたかさ 伝わる言葉 あなたから～

(平成29年度犯罪被害者等に関する標語)

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



警察庁(犯罪被害者等施策HP)

<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>

警察庁(犯罪被害者等施策)

facebook

<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sns/facebook.html>